

資料 3

「スポーツ分野におけるセクシュアル・
ハラスメントの現状と課題について」

(白井久明様 御提出資料)

スポーツ分野におけるセクシュアル・ハラスメントの現状と課題について

2018年9月12日

弁護士 白井久明

日本スポーツとジェンダー学会会長

日本スポーツ法学会理事

第1. はじめに

1. 2013年4月25日「スポーツ界における暴力行為根絶に向けた集い」が開催された。

日本体育協会（現日本スポーツ協会）、日本オリンピック委員会（JOC）、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟の5団体は、「暴力行為根絶宣言」を全会一致で採択。

暴力行為根絶宣言

- * 「殴る、蹴る、突き飛ばすなどの身体的制裁、言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧、いじめや嫌がらせ、さらに、セクシュアルハラスメントなどの暴力行為」は、「たとえどのような理由であれ、それ自体許されない」「スポーツのあらゆる場から根絶されなければならない。」とした。

2. 「集い」において開かれたシンポジウムで話されたこと

- * 元バレーボール女子米国代表で日本体育協会理事（当時）のヨーコ・ゼッターランド（1969年生）が、日本の中学にいる時、練習試合に来た相手強豪校の生徒が、その指導者から「お前は下手な選手だ」と髪をつかんで床に投げ倒され、足で顔を踏まれた。2週間後に再び合ったとき、顔の半分が青あざになっていたという話を、涙で声を詰まらせながら「好きなスポーツをやるのになぜこんなことになるのか、と感じた。暴力は何も生み出さない」と訴えていた。

- ゼッターランド（1969年生）が、20年以上の前のことを思い出して、なみだを流していたのが印象的であった。 -

- * バドミントン00年シドニー五輪、04年アテネ五輪の代表の米倉加奈子（1976年生）は、高校時代の指導者から、「メリーゴーラウンドと言われると髪をつかんで振り回された」と選手時代の屈辱的な記憶を告白し、「今まではこうしたことを言うのはばかられた」と話した。

- 「ただ私は先生に感謝もしています。コート外のことは何も考えず、強くなることだけに目を向けて成長できましたから。」ともいっていた。

3. 2018年4月14日第11回女性スポーツ勉強会

- * 1976年モントリオール五輪金メダリストである矢野（旧姓：池田）廣美（1955年生）は、高校時代、監督の言うことは絶対であり、試合中に自己判断でプレーをすれば監督からは自分の言ったとおりにプレーしていないと怒られた。しかし他県の強豪

校に試合に行くと、そこではさらにひどい体罰が行われているのを見て、他校のバレー部に比べたらまだ私たちはマシなんだと思えた。

高校を卒業し、実業団に所属し、全日本にも選ばれたが、高校のときほどではないが、そこにも体罰はあった。やはりこれを乗り越えないと強くなれないと思って練習に取り組んだという。

● 「今でも体罰の思い出しかない」と話していた。

4. 女子柔道強化選手による暴力告発問題

2012年12月、ロンドンオリンピック代表を含む女子の国際試合強化選手15名(引退した選手を含む)は、全日本柔道連盟の監督、コーチらによる暴力やパワーハラスメントを訴える告発文書を、12月4日に日本オリンピック委員会(JOC)に提出した。

JOCの「緊急調査対策プロジェクト」の報告書

(2013年3月19日)

* 監督、コーチ陣による選手への「不当行為」として、合宿の場及び試合会場で、感情にまかせて 何度も強く顔を平手打ちするなどの暴力的行為をし、日頃の練習の場で、棒やヒモ、ムチ様のものを振り回し、時にはこれらの道具で女子柔道選手を叩いて威嚇した上、「叩かれないと動けないなら、家畜と一緒にだ。」、「消えろ」「能なし」「ブタ」「ブス」などの侮辱的発言をした。

* また、負傷状態を考慮せずに選手に試合への出場、合宿への参加や練習の継続を強要した。

第2. 最近の事例(報道から)

1. 国内

- ① 2014年4月25日 準強姦：柔道のU被告、懲役5年確定へ 上告棄却
毎日新聞
- ② 2014年9月12日 なでしこ・千葉の総監督、選手にセクハラで解任
読売新聞
- ③ 2017年05月30日 「部活指導」女子生徒を裸に セクハラ発言も 堺の教諭、懲戒免
読売新聞
- ④ 2017年12月04日 「監督が布団に」被害訴え 千葉の私立高の複数の野球部員
産経新聞
- ⑤ 2018年5月13日 アーチェリー 指導生徒にセクハラ・パワハラ コーチ処分
毎日新聞

2. 報道(海外)

- ① 2018年01月26日 米体操担当医が性的暴行 最長で禁錮175年
産経新聞社
- ② 2016年11月28日 英のサッカーコーチが性虐待 元選手、被害受けたと続々名乗り
共同通信

第3. 実態調査

1. 「競技活動の場におけるパワハラ、セクハラ等に関する調査 最終報告書」

平成 25 年 4 月 25 日 公益財団法人日本オリンピック・委員会

* 日本オリンピック委員会（JOC）は、競技活動の場におけるパワハラ、セクハラ等に関する調査を、加盟 57 競技団体の選手（30,828 名）・指導者（3,081 名）を対象に、アンケート調査を実施した。

* 回答数 選手 1,902 名（回答率 49.7%）

指導者 1,477 名（回答率 47.9%）

* 回答者の内訳

選手 男性 957 名、女性 927 名、記入なし 18 名

指導者 男性 1,108 名、女性 273 名、記入なし 96 名

● ハイレベルの競技者、指導者が対象である。

<選手>

① 競技活動の際に暴力行為を含むパワハラ、セクハラを受けたことがある

男性 111 名 女性 105 名 記入なし 3 名

合計 219 名 (11.5%)

オリンピック 23 競技 166 名、非オリンピック 10 競技 53 名

② 競技活動の際に暴力行為を含むパワハラ、セクハラを見たことがある

男性 125 名 女性 105 名 記入なし 1 名

合計 231 名 (12.1%)

オリンピック 26 競技 169 名、非オリンピック 10 競技 62 名

③ 競技活動の際に暴力行為を含むパワハラ、セクハラを噂に聞いたことがある

男性 118 名 女性 85 名 記入なし 2 名

合計 205 名 (10.8%)

オリンピック 26 競技 134 名、非オリンピック 10 競技 71 名

①+②+③=合計 男性 354 名 女性 295 名 記入なし 6 名

合計 655 名

④ 競技活動の際に暴力行為を含むパワハラ、セクハラを受けたことも、見たことも、噂に聞いたこともない

男性 693 名 女性 704 名 記入なし 11 名

合計 1,408 名 (74.0%)

● 競技活動の際に暴力を含むパワハラ、セクハラを受けたことがあると答えた選手は男女計 206 人で 11.5% に上った。「見たことも噂に聞いたこともない」としたのは 74.5% で、全体の 4 分の 1 が何らかの形で暴力行為を認識している。

● 206 人の内訳は会社員（社会人）が最も多く 114 人。大学・専門学校生が 32 人で続いた。156 人は五輪競技の選手で、60 人がナショナルチームの活動中であつた。

- 頻度は「日常的」が 56 人で、「複数回」が 133 人。
20 人は「肉体的苦痛を伴い、治療が必要だった」と回答している。

<指導者>

- ① 競技活動の際に暴力行為を含むパワハラ、セクハラを行なったことがある
男性 37 名 女性 5 名 記入なし 3 名
合計 45 名 (3.0%)
オリンピック 13 競技 34 名、非オリンピック 4 競技 11 名

- 殴る、蹴る等の暴力が 31 件、暴言が 10 件、立場を利用した威圧 11 件

- 所属先での日常活動中とするのが、35 件

- ② 競技活動の際に暴力行為を含むパワハラ、セクハラを見たことがある
男性 143 名 女性 44 名 記入なし 7 名
合計 194 名 (13.2%)
オリンピック 26 競技 165 名、非オリンピック 7 競技 29 名

- ③ 競技活動の際に暴力行為を含むパワハラ、セクハラを噂に聞いたことがある
男性 198 名 女性 53 名 記入なし 7 名
合計 258 名 (17.5%)
オリンピック 23 競技 199 名、非オリンピック 11 競技 59 名

①+②+③= 合計 男性 378 名 女性 108 名 記入なし 17 名
合計 503 名

- ナショナルチームで 32 件、国体チームで 43 件、所属先の日常活動中 82 件
- 理由としては、競技に臨む態度が 111 件、プレー中のミスが 54 件

- ④ 競技活動の際に暴力行為を含むパワハラ、セクハラを行なったことも、見たことも、噂に聞いたこともない
男性 776 名 女性 191 名 記入なし 81 名
合計 1,048 名 (71.0%)

- ⑤ 何らかの形で暴力を認識していた指導者 =
男性 332 名 (⇒ 1,108 名 - 776 名) 女性 82 名 (⇒ 273 名 - 191 名)
記入なし 15 名 (⇒ 96 名 - 81 名)
合計 429 名 (回答数の 29.0%)

2. 下記文献は、先行研究などに基づき、「スポーツにおける暴力の問題」や「スポーツにおける性暴力事件」の分析を行っている。

- ① 『データでみるスポーツとジェンダー』（八千代出版 2016/年 7 月）

日本スポーツとジェンダー学会（著）

「暴力とセクシュアル・ハラスメント」（高峰修）

* 男女別の被暴力経験率に関しては、十分な説明ができていないが、学校運動部

活動におけるスポーツ指導において、中学時代と高校時代どちらにおいても、少なからずの生徒が男か女子かにはかかわらず暴力を経験していることを確認できる。(p130)

- * 競技レベルと暴力を受ける経験の関係はより複雑だと思われ、指導者と競技者間の社会心理要因などを考慮しながら検討する必要があるだろう。(p131)
- * スポーツ指導にともなう暴力の問題については2012年冬から2013年春にかけて社会問題として大きくとりあげられた。しかしそうした問題の現状を把握したり、とられ始めた対策の効果を評価するためのデータの収集やその分析が十分に行われているとは言い難い。この問題を一過性のものにせず根絶させるためにも、継続したデータ収集と分析が必要だと思われる。(p136)

②『よくわかるスポーツとジェンダー』（ミネルヴァ書房 2018年5月）

飯田貴子（編集）、熊安貴美江（編集）、来田享子（編集）

「スポーツ倫理とジェンダー」（高峰修・熊安喜美江）

- * 高校時代の部活動における被暴力経験について1438人を対象に調べた調査によると、指導者から暴力的言動を受けるリスクは男子で0.18、女子で0.16であり、女子と男子でほとんど差はありませんでした。(p120)
- * 指導者から投げかけられる暴言で、唯一、男女で経験率に有意な偏りがあり、女子が男子より多く受けたは「デブ、ブタ、ブサイクだ、太りすぎだ、やせろ」という身体にかかわる言葉でした。(p121)
- * 周囲が行動しないとそれらの行為が受容されているという印象を与え、被害者に声を上げる力や勇気を失わせるという点で、とても重要な観点です。(p122)
- * ハイレベルな競技環境で活動する指導者と選手を調査した日本のデータでは、男性指導者によるセクハラ的行為を女性選手が甘受する傾向が強いことが明らかになりました。彼女らの沈黙は、厳しい競技環境で生き残るための手段の一つとして解釈できるかもしれません。(p122)

第4. パワー・ハラスメントとセクシュアル・ハラスメント

1. 「パワー・ハラスメント」（パワハラ）という言葉は、和製英語といわれていますが、裁判例にも登場し、社会的に認知された言葉・概念となっています。

ハラスメントとは、一般には、「嫌がらせ、いじめ」と理解されている。

法的に問題となる「ハラスメントは、行為者と相手方との立場・同調圧力・階級
の上下関係のある場において、行為者が相手方に対し、行為を行い（強要し）、相手方をして、甘受・服従させること」です。

但し、行為者と相手方の関係は、さまざであるので、その関係性を理解することが不可欠となります。

従って、行為者に「ハラスメントの意思」がなくても、また、相手方に「ハラスメントを受け入れる意思」があっても、ハラスメントとなります。

2. ハラスメントは、行為者の意図にかかわらず、相手方に不利益や損害を与え、若し

くは個人の尊厳又は人格を侵害する行為です。

このような侵害行為がおこなわれていると、被害者の労働環境、学習環境そして、スポーツ環境が害され、当該の被害者だけではなく、そばにいる人たちにも、影響を与えます。ハラスメントは、集中力、持続力、向上心などを奪う行為です。

セクハラは、性的言動（性差別的言動も含まれます。）が比較的、理解されやすい面があるが、パワハラは、職場における「職務上の命令」、学校やスポーツの場においては「教育・指導」の名目でなされるので、理解されにくい面があります。

* 近時、ハラスメントという用語は、マタニティ・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント等々、32種類あるとされている。ハラスメントがあるということの気づきという側面では有用であるが、ハラスメントが何故に問題であるかということ漠然とさせる側面があることに留意すべきです。

3. ハラスメントという用語は、多義的で、人によって、捉え方が異なります。

ハラスメントには、暴行・傷害、強要、強制わいせつ、強姦等となる刑事事件に該当する行為、不法行為等損害賠償責任が生じる行為、損害賠償責任等は生じなくても、注意・戒告処分を受ける行為、職場、学校やスポーツの場において望ましくない行為まで、多々ある。

従って、パワハラ、セクハラであるといっても、行為者と相手方、周囲の者も、どういうことをイメージして議論をしているのかを明確にして、その是非を考えていくべきです。

すなわち、単に、パワハラを受けた、セクハラを受けたということではなく、どういう場で、どういう行為がなされ、その行為の何が問題なのかを明らかにしながら、考え、議論をすべきです。

その際、行為者と相手方の関係性（権力関係）が重要であり、一過性の行為であれば、許されるような行為でも継続すると違法性が高くなることに留意すべきです。

4. 特に、スポーツ分野における女性に対する暴力・ハラスメント（パワハラ・セクハラ）は、組織的にも、個人的にも、その行為には、女性に対する差別意識に根ざすものとして、共通の土壌があります。

従って、女性に対する暴力事件・パワハラ事件には、セクハラと重なりあっていることが多々あることを見逃してはならないし、問題が露見した場合に、組織として対応するときに、差別的な意識が露呈することがあります。

* 男性から女性に対するハラスメントのみではなく、同性に対するハラスメント、女性から男性に対するハラスメントもあることも留意すべきです。また、性的マイノリティ（LGBT など）に対するハラスメントもあります。

5. ハラスメントは、密室のなかで行われているので、異議申立、立証がしにくいということ、スポーツの場に限られないが、文字通りの「1対1の密室」でおこなわれる

行為があります。

スポーツ特有の問題として、「その行為の存在を知っていたとしても、指導者の同僚、選手の仲間、保護者、組織、さらにはメディアも、知らないふりをする」ことが多々あります。

スポーツ特有の仲間意識（傍観・かばい合い）・共通の利害（進学・就職・大会参加、組織防衛、取材環境等）から、問題にされず、なかったことにされてしまいます。

異議を申し立てようとしても、周囲の者が、自己の利害に反することになるとして、異議申立を妨害しようとするものがしばしば生じます。

6. 加害者側が、暴力・暴言を認めるときも、しばしば、軽く触れた程度など、非常に軽い程度のもので、弁明する。

時折、ビデオなどで、撮影され、暴力の実態の映像が出てくることがあるが、私たちが日常的に感じている以上の暴力が振るわれていることが多い。

メディアも、裁判所も、このことをなかなか理解できていません。

被害者が主張しても、証拠がないとして、なかったことされることも多い。

7. 暴力・暴言は、一時的ではなく、継続的に行われていることが多い。

特に、スポーツは、部活・クラブ・合宿という継続的な環境の下に、行われている暴力・暴言を告発・訴訟を提起する場合には、多々ある行為・事実の中から、具体的事実（立証の観点を含めて、特徴となる行為）を絞ることになります。

従って、一つの行為・事実の裏には、多くの行為・事実が隠れていることに、注意すべきです。

8. スポーツにおけるセクハラ、パワハラの裁判例が認める慰謝料の金額は、低額であることに注意すべきである。被害者が継続的に被った精神的損害、被害回復のための精神的負担に比べると、裁判所が被害者の精神的損害を軽視している、理解できていないといわざるを得ない。

9. 日本の多くのスポーツは、学校の部活動、顧問教諭の指導によって、普及・発展してきた。顧問教諭の暴力・暴言により、損害が生じた場合、被害者は、学校設立者（学校法人・自治体）に加えて、当該顧問教諭個人に対し損害賠償請求をすることが多い。私立学校の顧問教諭は民法上の不法行為責任を負うが、公立学校の顧問教諭は、国家賠償法1条の規定により、個人責任を負わないとするのが裁判所の確定的な裁判例となっている（昭和53年10月20日最高裁判所第2小法廷判決・判例時報906号3頁）が、この規定及びその解釈に関し、批判がある。

一方で、教諭の働き方改革の一環で、顧問教諭の負担軽減等を目的として、学校に部活動の外部指導員の導入が進んでおり、外部指導員は、学校職員として、国家賠償法が適用されるとしている。

外部指導員に支払われる報酬は、十分なものではない。暴力・暴言に頼らない質の高い外部指導員が確保できるのか懸念される。

10. 最近のレスリング、ボクシング等の不祥事は、競技を統括するスポーツ団体自身の問題であったこともあるが、内閣府に告発をしている。統括団体に告発しても、解決されないと判断しているからです。スポーツ団体のガバナンスが機能していないからです。

不祥事のたびに、スポーツ団体にガバナンスが欠如していると批判され、スポーツ団体自身もしばしば、ガバナンスを徹底するとしているが、かけ声だけになっている。

ガバナンスは、統治と訳されていることもあって、組織の上から下に対する指示・命令による機能であると誤解されている。

スポーツの世界特有の上下関係とある中、倫理規定・懲戒規定の策定などにより不祥事の対策を講じたとしていることが多い。

ガバナンスは、組織を健全に運営する仕組みを作るとともに、その試みを継続し、機能させていることです。組織には、運営の透明性が求められ、説明責任があり、継続的に検証・改善をしていく必要があります。

スポーツの統括団体のみではなく、選手が所属しているスポーツクラブ・部活動にも、同様のガバナンスが求められており、機能しているかの検証も必要です。。

11. セクハラ、パワハラの防止のためには、スポーツ団体の幹部が率先して、セクハラ、パワハラ撲滅を宣言し、啓発活動をする必要があるが、幹部自身が、セクハラ・パワハラがどういうものであるかの認識・理解が希薄なことが多い。

セクハラ・パワハラ問題が勃発したときに、調査をも行わずに、行為者をかばってしてしまうことが目に付く。調査をしても、仲間内の調査で、お茶を濁してしまうこともある。

また、スポーツ団体は、多くの利害関係者（ステークホルダー）がおり、それぞれの利害や思惑がからみあい、円滑な組織運営が阻害されることも多い。

社会経験があり、見識のある第三者が組織に参画することが必要である。

12. スポーツの場において、暴力・暴言・パワハラ・セクハラが行われていても、表に出てくることは少ない。表に出そうとしても、妨害され、躊躇することが多い。

苦情相談窓口を設置しても、多くの人たちは、苦情や相談をしない。しかし、スポーツの現場には、暴力・暴言・パワハラ・セクハラが行われていることを知り、問題であると考えている人たちも増えている。

スポーツ団体の倫理規定に、暴力・暴言・パワハラ・セクハラが行われていることを知ったスポーツ関係者は、スポーツ団体その他の関係機関に、通告する義務を課すという方策をとる必要があるのではないだろうか。

13. スポーツ団体は、暴力・暴言・パワハラ・セクハラを行った者に対し、実効性のある研修プログラムを策定し、実施し、受講することを義務づけることは可能ではないか。

資料・裁判例

① 平成5年9月6日岐阜地方裁判所判決・県立高校陸上部の顧問教諭の暴力・暴言

判例タイムズ851号170頁、判例時報1487号83頁

- * 県立高校陸上競技部に所属していた女子Aが顧問教諭Y1から「ブス」、「のらぐらでぐず」などと侮辱され、また、頭部をやりで叩かれ、手拳や平手で殴られる等の体罰を繰り返し受け、そのためAが自殺したとして、両親であるXらがY県に5000万円の損害賠償を求めた。
- * 判決は、Y1による「ブス」等の発言による侮辱行為、四回にわたる有形力の行使、身体拘束等を違法であるとしたが、これらの違法行為とAの自殺との間の相当因果関係を否定し、Aの精神的損害として300万円を認めた。Y1個人に対する請求については、Y1は公務員個人として責任を負わないとした。

② 平成20年5月20日大阪地方裁判所判決・市立中学剣道部顧問教諭・暴力・セクハラ

(LLI 登載)

- * 大阪市内立中学校に在学し、剣道部に所属していた原告ら3人は、同部の指導教諭Y1から体罰及びセクハラ行為を受けた精神的苦痛につき、市に対し、同教諭を履行補助者とする教育環境配慮義務違反による債務不履行に基づく慰謝料請求を求めた。
- * 原告らが主張する被告Y1の行為は、全体として、原告元生徒らの性的自由ないし人格権を侵害するものとして違法である。
- * 被告Y1のセクハラ行為等は、教師としての立場や剣道の指導者としての被告Y1に対する原告元生徒らの信頼を利用し、剣道が強くなるためには不可避であって、他の部員も同様に行っているものと思込ませ、あたかも原告元生徒らが自己アピールの一環として自発的に行ったかのように仕向けたものであって、その手段、方法において極めて巧妙かつ狡猾である。
- * その内容も、犬のまねをさせたり、床を舐めさせたりするという屈辱的な行為であったり、差し出された人差し指を咥えたり、咥えさせたりするという性的連想を伴う行為であったり、どちらが早く床を舐められるかという競争のように組み合ったり、抱きしめられたりするという身体的接触を伴う行為であったり、被告Y1から止められるまで服を脱ぎ進み、男性である被告Y1の面前で下着姿にまでなるといった性的羞恥心を伴う行為であったり、窓から飛び降りようとしたり、ロッカーに頭をぶつけて負傷したりという自傷行為を唆されたりというものであり、いずれも、13、4歳の思春期を迎えた少女達にとっては、死をも考えるほど辛くて苦しい体験であったものと認められる。
- * 原告X1については40万円、同X2及び同X3については各30万円の慰謝料請求を認めた。

③ 平成28年2月4日津地方裁判所判決・市立中学バレーボール部顧問教諭

判例時報2303号90頁

- * 原告X1が、在学していた津市立中学校の女子バレーボール部の顧問である被告Y1から暴力及び暴言を受けたことに関して、X1並びにその父親らが（1）Y1に対しては不法行為、（2）被告津市に対しては国賠法1条1項に基づき、慰謝料を請求した。
- * Y1教諭は、X1に対し、一年の二学期以降、Y1の期待するようなプレーができないときには、「おまえは論外」と発言することが度々あった。
- * また、Y1教諭は、平成23年1月以降は、X1がY1の期待するようなプレーができないときは、X1に対し、拳骨や平手でたたく等の暴力に及んだ。
- * 平成24年12月22日から24日まで保護者も参加していた女子バレーボール合宿において、Y1は、X1のプレーが消極的であると感じ、保護者のいる前で、軍手をした手でX1の頬を二回叩き、X1は少しふらつき、その頬は赤くなった。
- * X1の父X3は、平成二五年二月、M中学校の校長に、Y1の暴力に対処するよう求め、校長はX3に謝罪した。
- * Y1は、本件平手打ち事件以降、X1に対し、暴力を振るうことはなくなったが、暴言はなくならなかった。例えば、平成25年5月3日から5日までの合宿中、Y1教諭はX1に対し、「手首が痛いのを理由にするな」、「お前は使い物にならない」等発言し、X1をコートから出した。また、平成25年6月9日の部活動中、「お前は論外。使い物にならない」などと発言した。
- * このため、X1は、中学二年の夏(平成25年7月2日)、女子バレーボール部を退部し、同年8月頃、児童精神科科に3日間通院した。
- * 原告X1について、津市に対する慰謝料40万円の請求を認めた。

④ 平成24年2月17日前橋地方裁判所判決・バレーボール・暴力

(判例時報2192号86頁)

- * 原告Xは、群馬県立C高校に在学中、所属していたC高校女子バレーボール部の顧問である被告Y1から、竹刀で叩くなどの暴行や、侮蔑的な発言を受けたほか、負傷していた膝に負担のかかる練習を強制されたと主張し、被告群馬県に対しては、国家賠償法一条一項に基づき、Y1に対しては、民法七〇九条に基づき、連帯して慰謝料400万円及び弁護士費用40万円の支払を求めた。
- * Xは、中学在学中から、ジュニアオリンピック群馬県代表選手に選出されるほどの実力を有しており、Y1も、Xを有望な選手であると考え、本件バレー部における中心選手の一人として期待していた。
- * Y1は、昭和51年に教員になり、平成22年に退職するまで、各勤務先の学校のバレー部の監督をし、Y1が率いたバレー部は、春の高校バレー大会等に多数回出場したという実績を有していた
- Y1は、部員が、全国大会の県予選前に集中力を欠いている場合などには、気合を

入れるために、部員の頭を竹刀で軽く叩くことがあった。

Y1は、部員が練習の際に無気力であったり、集中力のない態度をとったりしている場合、大きな怪我につながりかねないため、部員の頬を平手で叩くこともあった。

Y1は、上記行為を、部員の保護者が見学している面前においても、他の部活が練習をしている場所でも行っていた。

- * Y1は、本件バレー部の練習の際、気合を入れるためなどの目的で、平手又は竹刀を用いて、Xの頭、尻、太もも、みぞおちなどを、複数回にわたり叩いたことが認められる。
 - * Xは、数回にわたる左膝前十字・内側靱帯等の手術を受けており、再度靱帯を断裂した場合は、移植する腱がなく、バレーボールを続けることができなくなる状況にあった。
 - * X自身、Y1に対し、改めて、Xの膝の状況が悪く怪我をしていなかった方の足にまで負担がかかっており限界である旨話したのは、本件発言（侮蔑的発言）当時においてもXの膝が上記状況であったとY1が認識していたと認めるに足る証拠はないことから、少なくともY1は、Xの膝の状況を侮辱する趣旨で本件発言をしたものと認めることはできない。
 - * Xは、本件暴行によって身体的傷害を負ったとは認められないものの、感受性豊かな思春期に、部活動の顧問であるY1から、他の部員やその保護者等の面前で、複数回にわたり、ときには竹刀まで用いた暴行を受けたことにより、痛みを感じ、悔しい思いをしたであろうことは、想像に難くない。
- また、Xは、中学校在学中から、ジュニアオリンピック群馬県代表選手などに選出されるほどのバレーの実力を有していたにもかかわらず、本件暴行も一因となって、本件バレー部からの退部を決意したことが認められる。
- さらに、原告は、本件バレー部を退部する直前やその後に、神経性食思不振症、うつ状態、心因反応及び不眠症と診断され、C高校に登校できなくなり、ひいては転学するに至ったところ、これについて、本件暴行が、全く無関係とまではいうことはできない。
- * Xが被った精神的苦痛に対する慰謝料として、群馬県に対し、130万円の支払を命じた。

⑤ 平成22年1月21日名古屋地方裁判所判決・フィギュアスケート・コーチ、強姦致傷
(LLI登載)

- * 平成20年4月、フィギュアスケートのコーチ（当時、日本フィギュアスケートインストラクター協会の理事）が、スケートクラブに通う女子中学生（13歳）に暴行し、怪我をさせた強姦致傷罪の事案につき、弁護人は、女子生徒に淫らな行為をしたことを認めたが合意の上と主張し、被告人は、暴行を否認し無罪を主張したが、コーチの立場を悪用して性的暴行を加えた卑劣で悪質な行為であるとして、懲役7年を言い渡した。

⑥ 平成29年6月13日大阪地方裁判所判決・空手・練習参加禁止・スポーツ推薦

(LLI/DB 判例秘書登載)

- * X1及びX2は、Y2が設置する私立A高校に入学し、空手道部に所属していた女子生徒で、X1、X2は、中学時代、多くの大会で、優勝・準優勝し、A高校に特待生として入学した。
- * Y2（女性）は、世界空手道選手権で世界タイトルを獲得した実績をもち、A高校空手道部の監督であり、インターナショナルチームのコーチであり、全日本空手道連盟の理事であった。
- * X1は、Y2から、パワーハラスメントを受けたとして、Y1、Y2及び被告Y3（A高校校長）に対し賠償を求め（甲事件）、X1の友人X2が、Y1及びY2に対して賠償を求めた（乙事件）事案。
- * 裁判所は、Y2が、X1に対し、練習参加を禁止して退部届の提出を強要し、インターハイに空手道部員として参加させず、大学のスポーツ推薦及び学校推薦について説明義務を果たさなかった行為についてY2の慰謝料として、金77万円の不法行為責任を認めた。
- * X1と仲が良かったX2に対し、X1に対する練習参加禁止の処分の巻き添えとする等の行為は不法行為に当たるとしてX2の慰謝料として、金44万円の不法行為責任を認めた。

資料・相談窓口

① JSC 第三者相談・調査制度相談窓口

トップアスリートに対して直近 4 年以内に行われたスポーツ指導における暴力行為についての相談

② 日本スポーツ協会・スポーツにおける暴力行為等相談窓口

対象者

評議員、役員、名誉会長等、委員会委員及び職員等の「役職員等」

本会諸制度に基づき登録等を行っている者（「登録者等」）

公認スポーツ指導者、スポーツ少年団登録者及び本会主催事業の運営に関わる者並びに参加者

③ JOC・通報相談窓口

利用対象・JOC が認定するオリンピック強化指定選手、委嘱する強化スタッフ、JOC と JOC 加盟団体の役職員および、これらのいずれかに該当した者で、その地位・身分でなくなってから 2 年を経過しない者。

④ 公益認定等委員会

公益認定等について内閣総理大臣の諮問を受けて審議し、答申を行う。

内閣総理大臣から委任を受け、公益法人等の監督も行う。公益法人等に対し報告を求め、公益法人の事務所への立入検査などを実施する。

⑤ 公益財団法人 日本サッカー協会 管理部内 「暴力等根絶相談窓口」

通報の対象行為

サッカーの活動現場における暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫および威圧等）

⑥ 一般社団法人日本スポーツ法支援・研究センター

スポーツ相談窓口・スポーツと法律に関する相談